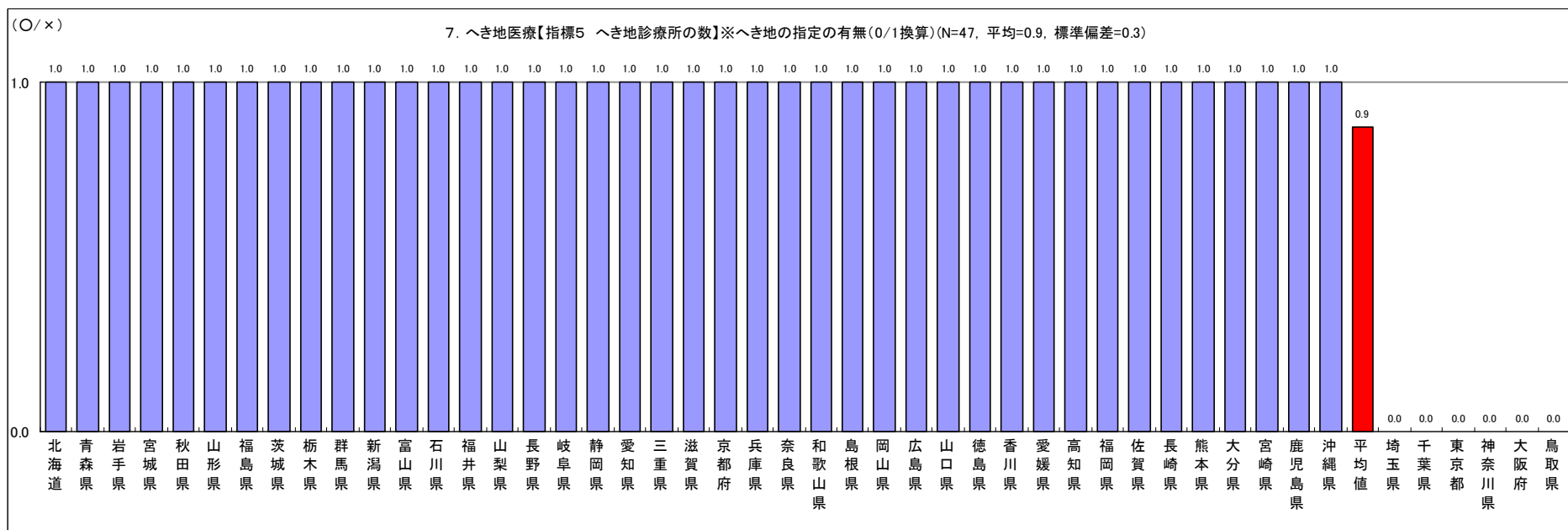
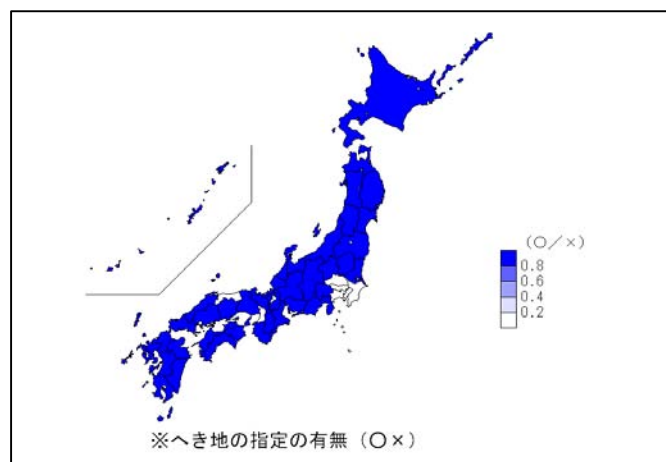


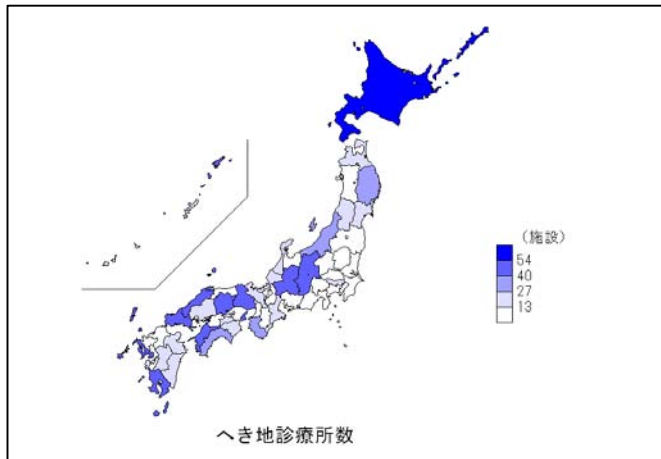
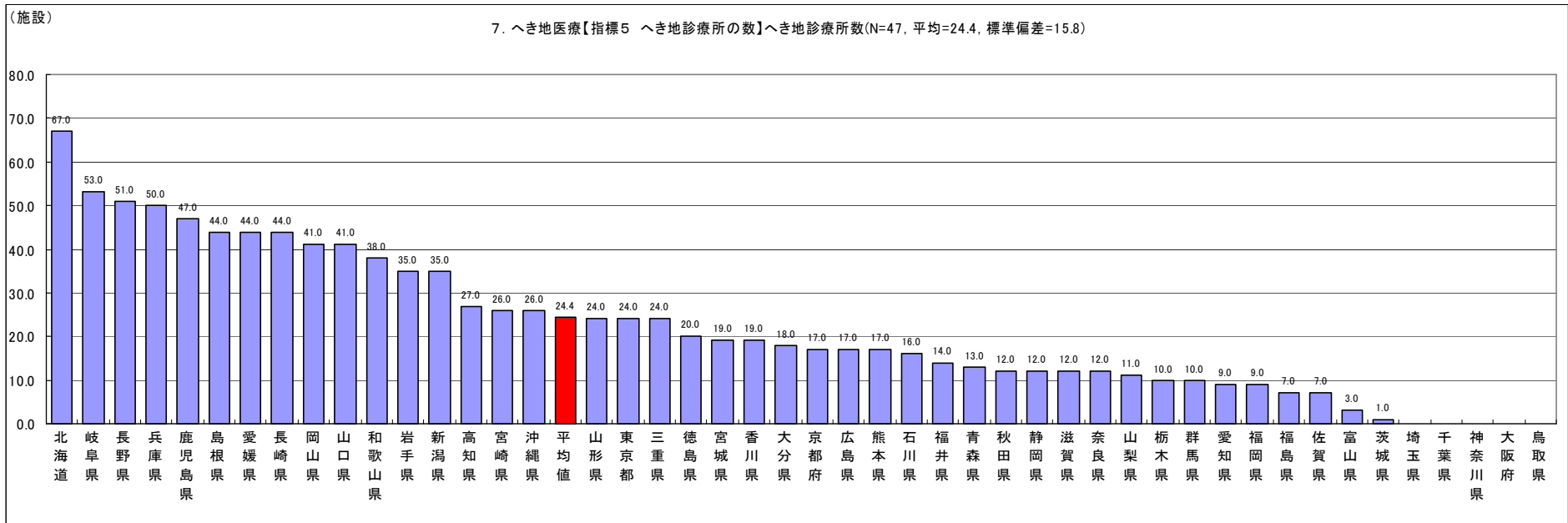
へき地医療-5 へき地診療所の数



128



- ・ 「適切な医療が受けられるのか」を見るための指標として用いています。
- ・ 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、鳥取県は該当なしです。平均値は 0.9、標準偏差は 0.3 です。
- ・ 地域的な傾向として、関東地方が低くなっています。



- ・ 北海道が最も高く、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、鳥取県は該当なしです。平均値は24.4、標準偏差は15.8です。
- ・ 地域的な傾向は特に見られません。

■都道府県からの意見■

(枠外に記載)

■都道府県からの意見■

- ・指標5について：へき地診療所については、上記の1施設以外に下記の定義に基づいたへき地診療所が4施設（1種：1施設、2種：3施設）あるが、各施設とも30分以内に他の医療機関があるため計上していない。なお、第1種へき地診療所の1施設については、30分以内に他の医療機関があるが、運行回数の条件により1種の指定を受けているものである（美和診療所）。そのため、第1種指定を受けた当該診療所をへき地診療所に含めると指標5：へき地診療所数は2施設、指標7へき地からへき地医療拠点病院への紹介患者数は2人となる。第1種へき地診療所及び第2種へき地診療所の定義_（1）第1種へき地診療所_過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興特別措置法、沖縄振興開発特別措置法の指定区域内（以下「特定地域」という。）に所在する施設であって、当該施設から通常の交通機関を利用して30分以内に他の医療機関がないもの又は特定地域以外の地域内に所在する施設であって、30分以内に他の医療機関がなく、かつ、当該施設を中心としたおおむね半径4キロメートル以内のほかの医療機関がないもの。_（2）第2種へき地診療所_（1）に該当しない施設であって当該診療所を中心としておおむね半径4キロメートル以内に他の医療機関がない地域の診療所をいう。
- ・「へき地診療所の数」について：へき地診療所については、平成16年度から従来の公的医療機関に加え、医療法人や個人等が開設する診療所も支援の対象となったことにより、「3町8村に存在する全ての診療所の数」が該当するものとして記入した。（町村立、国保、公民、個人の24診療所）
（※ほかに、23歯科診療所がある〈病院は除く。〉）